

# 横浜市 ESCO 事業提案審査要領

2020 年 7 月

横浜市 ESCO 事業提案の審査は、事業者から公募した包括的な省エネルギー改修に関する提案（以下「ESCO 事業提案」という）を客観的かつ公正に審査することを目的として設立された横浜市 ESCO 事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という）において次のとおり行います。

## 1 書類審査の流れ

審査委員会は、「改修必須機器を除く既設機器の更新」、「省エネルギー値」、「提案内容の根拠」、「施工計画」等の各面から総合的に以下の要領で審査を行います。

- (1) ESCO 事業者からの提案書類をもとに提案内容の実行能力を「表 1 ESCO 事業提案審査評価項目」に従い審査します。判断基準は以下のとおりです。
  - ア 改修必須機器を除く既設機器の更新が図られていること。省エネルギーにつながる機器の新設が図られること。
  - イ 省エネルギー保証値が大きいこと。
  - ウ 技術や提案に具体性、信頼性及び独自性があること。
  - エ 光熱水費削減保証額が高いこと。
  - オ 15 年間の本市の利益保証総額が大きいこと。
  - カ 施工計画に具体性・妥当性があること。
  - キ 建設役割を担う事業者の過去 2 年間の同一登録工種での本市工事成績評定点 80 点以上の回数
  - ク 建設役割を担う事業者の過去 5 年間の横浜市優良工事施工会社表彰の回数
  - ケ 設備維持管理と運転管理指針の提案に具体性及び妥当性があること。
  - コ 計測・検証の方法に具体性及び妥当性があること。
  - サ 緊急対応策に具体性及び妥当性があること。
  - シ 施設要望への配慮があり、内容に具体性及び妥当性があること。
  - ス 提案が全体としてバランスが良く優れていること。
- (2) 審査の結果、総合得点の最も高い提案をした応募者を最優秀提案事業者として選出します。また、総合得点が次点となり、かつ、提案内容が優秀であると認められた場合は、その提案をした応募者を優秀提案事業者として選出します。

## 2 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類を期限内に提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 募集要項に違反すると認められる場合。
- (5) 提案による工事施工が施設の運営・業務に著しく支障がある場合。
- (6) 提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確でない場合。
- (7) 機器の設置場所、提案内容が明らかに具体性・妥当性を欠く場合。
- (8) 提案の前提条件を満たさない場合。
- (9) 共通仕様書「3 (3) 応募者の制限」に該当する場合。
- (10) ESCO 事業提案書により、本募集要項の内容を十分に遂行できないと認められた場合。

表1 ESCO事業提案審査評価項目

大分類	項目	判断基準	採点基準	点数	係数	評定点
技術提案に係ること	1 改修必須以外の既設機器更新及び機器の新設	改修必須機器を除く、既設機器の更新が図られること。 省エネルギーにつながる機器の新設が図られること。	5：大いにある、4：やや大である、3：中程度である、2：やや足りない、1：足りない、0：該当なし	5	6	30
	2 省エネルギーの評価	省エネルギー保証値が大きいこと。	最高値を「5」とし、その他の得点を (当該数値-提示条件に示す最低省エネルギー値) / 最高値 × 5 で算出	5	5	25
	3 提案内容の根拠	技術や提案に具体性、信頼性及び独自性があること。	5：大いにある、4：やや大である、3：中程度である、2：やや足りない、1：足りない、0：該当なし	5	5	25
財政に係ること	4 削減保証額の評価	光熱水費削減保証額が高いこと。	最高値を「5」とし、その他の得点を (当該数値/最高値) × 5で算出	5	2	10
	5 本市利益保証額	15年間の本市の利益保証総額が大きいこと。	最高値を「5」とし、その他の得点を (当該数値/最高値) × 5で算出	5	2	10
施工に係ること	6 施工計画	施工計画に具体性及び妥当性があること。 工事中の施設及び近隣への負担をかけない工夫があること。	5：大いにある、4：やや大である、3：中程度である、2：やや足りない、1：足りない、0：該当なし	5	4	20
	7 建設役割の評価（点数）	建設役割を担う事業者が 過去2年間の同一登録工種での本市工事成績評定80点以上の回数を評価する	4：80点以上の同一登録工種工事が2件以上 2：80点以上の同一登録工種工事が1件 0：該当無し	4	2	8
	8 建設役割の評価（表彰）	建設役割を担う事業者が 過去5年間の横浜市優良工事施工会社表彰の回数を評価する	4：対象期間内に表彰を2回以上受けている 2：対象期間内に表彰を1回受けている 0：該当無し	4	2	8
運用に係ること	9 工事後の維持管理	設備維持管理と運転管理指針の提案に具体性及び妥当性があること。	5：大いにある、4：やや大である、3：中程度である、2：やや足りない、1：足りない、0：該当なし	5	4	20
	10 計測・検証の評価	計測・検証の方法に具体性及び妥当性があること。	5：大いにある、4：やや大である、3：中程度である、2：やや足りない、1：足りない、0：該当なし	5	3	15
	11 緊急時の対応	緊急対応策に具体性及び妥当性があること。	5：大いにある、4：やや大である、3：中程度である、2：やや足りない、1：足りない、0：該当なし	5	3	15
	12 施設要望への配慮	施設要望への配慮があり、内容に具体性及び妥当性があること。	5：大いにある、4：やや大である、3：中程度である、2：やや足りない、1：足りない、0：該当なし	5	3	15
提案全体に係ること	13 全体バランス	提案が全体としてバランスが良く優れていること。	5：優れている、4：やや優れている、3：中程度である、2：やや劣っている、1：劣っている	5	3	15
				216 点満点		216